

平成24年度

事 業 計 画 書

一般会計・特別会計予算書

自 平成24年4月 1日
至 平成25年3月31日

目 次

事業計画

I 基本方針	1
II 活動方針	1
III 事業実施計画	3

予 算

I 一般会計

一般会計経理区分計	15
1 法人運営事業	16
2 心配ごと相談事業	21
3 共同募金配分事業	26
4 ボランティアセンター活動事業	31
5 高齢者ふれあいきいきサロン事業	36
6 居宅介護支援事業	41
7 訪問介護事業	46
8 訪問入浴介護事業	51
9 福祉用具貸与事業	56
10 障害者訪問介護事業	61
11 在宅介護支援センター事業	66
12 福祉給食サービス事業	71
13 ひまわり館管理受託事業	76
14 老人福祉センター管理受託事業	81
15 生活福祉資金貸付事業	86
16 法外援助資金貸付事業	91
17 新予防訪問介護事業	96
18 新予防福祉用具貸与事業	101
19 近隣保健福祉ネットワーク事業	106
20 障害者相談支援事業	111
21 福祉サービス利用支援事業	116

II 特別会計

収益事業会計経理区分計	121
1 介護用品販売事業	123
2 手摺り等設置事業	125
3 特定福祉用具販売事業	127
一般乗用旅客運送事業	129

事 業 計 画 書

平成24年度さつま町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

さつま町社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を目指して事業を推進します。

社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉を推進する中核的な団体」として明確に位置づけられている団体であり、その責務を念頭に置き、社会福祉協議会活動の基本を日常生活圏である小地域として、地域に密着した地域福祉活動を推進します。また、福祉サービス利用支援事業、障害者相談支援事業、資金貸付事業等を通して、要援護者に対する総合的な相談支援機能が発揮できるよう努めます。

このような中、地区社会福祉協議会、民生委員協議会、社会福祉関係団体、福祉施設、行政等との連携を密にし、公私協働・住民参加による地域福祉の推進を図ります。小地域福祉活動の推進にあたっては、社会問題化している孤立死を出さないことを重点に置き、地区社会福祉協議会と連携し、福祉ネットワーク活動の推進に努めます。

福祉サービスの提供では、介護保険事業等経営事業の安定化を目指し、地域福祉推進事業との融合による地域福祉の創造に努めます。

II 活動方針

1 社協機能の充実・強化

地域から信頼される「わかりやすい社協」づくりのために、積極的な住民参加と情報公開を進め、社会福祉法人としての社会的責任・経営責任を果たせる管理運営体制を確立するとともに、会員の確保、財政基盤の確立に努めます。

2 地域福祉活動の推進

各種関係機関・団体と連携・協働し、高齢者等くらし安心ネットワーク活動とふれあいきいきサロン活動を核とした住民主体の地域福祉活動の推進を図り、社協活動に対する住民の理解を深めるとともに、積極的な福祉活動への参加・協力の促進を図ります。

3 高齢者福祉活動の推進

高齢者クラブ活動などへの支援を行い、高齢者の生きがいのある、心豊かで自立した生活の確立、各種サービスや介護保険制度による在宅福祉サービスの充実を図ります。

4 障害者(児)福祉活動の推進

障害者(児)団体の育成・支援、障害者訪問介護事業等各種サービスによる在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、障害者相談支援事業に取り組み、障害者の方々が安心して生活するための相談並びに支援を図ります。

5 児童福祉・母子寡婦福祉活動の推進

児童・母子寡婦関係団体の育成・支援、児童の健全育成のための環境整備、保育園(所)・子育てサロン活動への支援を図ります。

6 ボランティア活動の推進

ボランティア活動を推進するために、あらゆる機会を通じてボランティア活動に対する住民の関心を高め、住民のニーズを積極的に開拓するとともに、活動にあたって必要な援助を行うことにより、いつでも、どこでも、誰でもボランティア活動に参加できる体制の整備とボランティアセンターの機能充実を図ります。

災害時におけるボランティア活動では、県等が主催する災害訓練等への参加により福祉救援ボランティア活動への認識を高めます。

また、社協のボランティアセンターへの理解を深めると同時に社協事業の広報啓発のためにも、さつま町ボランティア連絡会と協力し、ボランティア講演会を開催します。

7 心配ごと相談活動の推進

住民の身近にある相談機関として問題の早期発見、主体的な解決へとつなげていく動機づけ、情報提供、関係機関への適切な橋渡し、解決のための系統的・機能的な支援ネットワークづくりを図ります。

また、弁護士による無料法律相談も実施し、町民の幅広い相談にも応じます。

8 福祉サービス利用支援事業活動の推進

高齢者や障害者で判断能力に不安があるために、日常生活を営むうえで不安を抱えている方を対象に、福祉サービス利用の手続き・公共料金などの支払い・大切な書類の保管等のサービスを行い、住み慣れた地域で生活を継続していくよう支援します。

また、基幹的・社会福祉協議会として、県社会福祉協議会から業務を委託されており、専門員を配置し尚一層の充実を図ります。

9 介護保険事業の推進

居宅介護支援事業を始め、介護保険事業の充実強化を図り、皆さんに信頼されるサービスを提供します。

10 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉タクシー事業)の推進

介護保険事業との連携を深め、利用者の方々に満足のいくサービスが提供できるよう努めます。

III 事業実施計画

1 社協機能の充実・強化

(1) 役員会等の開催

ア 理事会（年3回：5月、11月、3月）

イ 評議員会（年3回：5月、11月、3月）

(2) 広報啓発活動の充実

ア 広報委員会の開催（年3回：6月、10月、2月）

イ 広報誌の発行（年3回：7月、11月、3月）

ウ 福祉関係資料の収集、提供、管理

(3) 役職員の研修会参加及び職員研修会の開催

2 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉推進事業

3年目の今年度は、モデル地区を1ヶ所指定し地域の生活課題に対応し、地域住民の日常生活を支える地域福祉の実践活動を支援する。

①見守りを基盤とした生活課題の把握

②日常的な生活課題への対応を中心とした支援事業の実施

③その他住民への説明会や座談会の実施

(2) 支え合いネットワーク互助事業の実施

①地域生活応援員の養成

②利用者への周知とマッチング

(3) 高齢者等くらし安心ネットワーク事業の推進

民生委員、在宅福祉アドバイザー、地区社協との連携強化並びに
地区社協への活動費の交付を行います。

(4) 地区社会福祉協議会活動の支援

20地区の地区社協との連携と、活動費の交付を行います。

(5) 自治会、民児協、福祉関係団体等との連携強化

(6) 地域福祉団体の育成・支援

(7) 宮之城ひまわり館の管理運営（町指定管理）

ひまわり館が町民の福祉の拠点であると同時に交流の場である
ことを広報する。

(8) 鶴田保健センターの管理運営

(9) 生活福祉資金貸付事業（県社協委託）

鹿児島県社会福祉協議会の委託事業として、低所得世帯、障害者
(身体障害者、知的障害者、精神障害者)世帯、又は高齢者世帯(日
常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯)に対し、
住宅の改修等の住宅資金や子どもの進学等に必要な修学資金等を
貸付けるとともに、民生委員を通じ必要な援助指導を行うことによ
って、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進等を図ります。

(10) 法外援護資金貸付事業

低所得世帯に対し、資金の貸付によって、民生委員の協力、支援
のもと自立更生に資することを目的に実施します。

貸付限度額 5万円

償還期間 1年以内（無利子）

3 高齢者福祉活動の推進

(1) ふれあいきいきサロン事業の推進（町委託）

現在設置されているサロンが尚一層充実されるよう支援を行い、
新設されるサロンの開拓に努めます。

広報紙「ふれあいいきいきサロンだより」の発行（年3回）

（平成24年3月1日現在、95ヶ所で実施）

（2）福祉給食サービス事業の実施（町委託）

年中無休で昼夜の1日2食を配食し、併せて安否確認を行います。

年60,000食を予定し、個人負担は1食450円。

（3）老人福祉センターいぬまき荘の管理運営（町指定管理）

特に高齢者やふれあいサロンの方々に利用していただくよう広報啓発に努め、園芸教室並びに健康教室を月1回、年間を通して開催します。

また、隣接する郷土文化保存伝習館及びふれあい広場の管理も行い、利用促進を図ります。

（4）在宅介護支援センターの運営（町委託）

さつま町地域包括支援センターとの連携を密にし、高齢者の相談援助業務に努めます。

（5）男性料理教室の開催

5月開講～翌年3月まで

約40名を2班に分けて、月2回開催する

講師：さつま町食生活改善推進協議会に依頼

場所：宮之城ひまわり館、鶴田保健センター

（6）敬老事業の推進

地区社会福祉協議会主催の敬老会への支援と90歳到達者への記念品贈呈を行います。

（7）ねたきり高齢者等に対する紙おむつ支給

共同募金配分金を利用し新規の申請時と8月に紙おむつを支給します。

（8）高齢者クラブ連合会活動の推進

（9）ときわ木会の支援

4 障害者(児)福祉活動の推進

（1）障害者相談支援事業

県の指定を受けているさつま町障害者相談支援センターに、相談支援専門員1名を配置し、障害者の方々の相談支援等を行います。

（2）障害者（児）団体の育成・支援

(3) 居宅介護事業の推進

障害者世帯に対し、訪問介護員を派遣し支援に努めます。

5 児童福祉・母子寡婦福祉活動の推進

(1) 児童・母子寡婦福祉団体の育成・支援

(2) 福祉教育の推進（ボランティア協力校へ支援）

6 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンター機能の充実

(2) ボランティアコーディネーター活動の充実

本所及び各事業所にボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動等における相談に応じます。

(3) ボランティア個人・団体の育成・支援

個人ボランティア（57名）

団体ボランティア（35団体958名）

(4) ボランティア連絡会の開催

年1回開催し、意見交換並びに交流研修会を行います。

(5) ボランティア協力校の指定・支援

町内全ての小、中、高等学校、幼稚園、保育園を指定します。

(6) ボランティア養成講座の開催

対象者20名、1回コースで年1回初心者向けに行い、同時に災害ボランティア関係の講座も組み入れます。

(7) 福祉体験・ボランティア学習の開催

夏休みを利用し、町内各施設の協力を得、中高校生を対象に福祉体験ボランティア学習を行います。

(8) 小・中学校総合的学习の時間への協力

町内各学校へ講師として職員を派遣し、福祉関係の講義等を行います。

(9) ボランティアコーナーの設置

ひまわり館内に設置し、ボランティアの方々への情報発信等の支援を行います。

(10) ボランティアセンターだよりの発行

年3回発行

(11) ボランティア講演会

期　日　8月頃

場　所　宮之城ひまわり館

内　容　ボランティア関係の講演、福祉機器の展示及び相談

　　日赤関係（献血、パネル展示）、その他

7 心配ごと相談活動の推進

(1) 心配ごと相談所の運営

日　時　毎週木曜日（祝祭日、年末・年始を除く）

　　午前10時から正午

場　所　宮之城ひまわり館（相談室）

相談員　民生委員5名、学識経験者1名（6名が交代で行う）

(2) 相談員の研修と資質の向上

県社会福祉協議会主催の各種相談員研修会への参加。

(3) 関係機関・団体等相談活動への参加、連携

(4) 無料法律相談の開催（年6回）

期　日	場　所	相談員
平成24年4月19日（木）	宮之城ひまわり館	弁護士
平成24年6月21日（木）	鶴田保健センター	
平成24年8月23日（木）	宮之城ひまわり館	
平成24年10月18日（木）	宮之城ひまわり館	
平成24年12月20日（木）	薩摩支所別館	
平成25年2月21日（木）	宮之城ひまわり館	

※ 時間は、午後1時30分～4時30分。

※ 予約制で1回につき7名以内を受け付けます。

8 福祉サービス利用支援事業の推進

認知症や精神障害者等により日常生活を営むのに支障がある方に
対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並
びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き、費用の支払い
に関する便宜を供与する等一連の援助を一体的に行います。

(1) 支援員の研修と資質の向上

- (2) 広報啓発活動の推進
- (3) 成年後見制度（法人後見人）利用についての研究
- (4) 利用者から保管を依頼された書類の一時保管
- (5) 見守り支援

（平成24年3月1日現在 利用者29名）

9 介護保険事業の推進

- (1) 居宅介護支援事業所の運営

介護支援専門員を配置し、被保険者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう配慮し、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じ適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスを、事業所の連携を得て総合的かつ効果的に提供されるよう配慮した支援を行います。

また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

- (2) 訪問介護事業所の運営

訪問介護員を配置し、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (3) 訪問入浴介護事業所の運営

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅における入浴（移動入浴車使用）の援助を行うことにより身体の清潔の保持、心身機能の維持等が図られるよう援助します。

また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(4) 福祉用具貸与事業所の運営

福祉用具専門相談員を配置し、被保険者が要介護又は要支援状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じ適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減が図られるよう必要な援助を行います。

また、事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

10 一般乗用旅客運送事業(福祉タクシー事業)の推進

主に在宅におられる高齢者や障害者等をサービス提供機関や医療機関等へ送迎を行うことにより、これらの対象者の自立支援と生活の向上を図ります。

- (1) 広報啓発活動の実施
- (2) 安全・安心な事業の実施
- (3) 訪問介護事業所との連携

11 その他

(1) 共同募金事業への協力

毎年10月～12月までを共同募金運動とし、個別募金、職域募金、学校募金等へ取り組みます。また、年々募金額等の減少等共同募金活動に関する改革が進む中、共同募金委員会設置に向けた準備を行います。

(2) 日本赤十字社事業への協力

災害救護活動、血液事業、国際救援活動等を行うには、日赤社資が重要な財源となっているので、町民の方々に理解と協力を求め推進します。

また、家庭看護講習会の開催や災害時の災害見舞品配布等も行います。

(3) 苦情解決に関する第三者委員会の開催

第三者委員を3名おき、福祉サービスについて利用者からの相談あるいは苦情を解決するための施策を講じます。

(4) 飲料水自動販売機設置

宮之城ひまわり館、宮之城総合体育館、佐志地区公民館、山崎地区公民館、やすらぎ苑、B&G 海洋センター

(5) 収益事業

軽度の住宅改修事業

紙おむつ等介護用品販売事業

(6) 車椅子の貸出し

旅行や通院等車椅子が必要な方に対し、短期間の貸出しを行う。

(平成24年3月1日現在 17台保有)